

鳥取縣公報

昭和十七年二月十七日
第一千三百八號

火曜日

本書ノ次キサハ國定規格A5判

告示

◇鳥取縣告示第八十五號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル牛豚正肉ノ地方畜肉配給機關最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十七年二月十七日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 牛 肉 (正肉百匁當)

等 級 地方畜肉配給機關最高販賣價格

一、三二

一、〇二

〇、七二

〇、五二

二 豚 肉 (正肉百匁當)

〇、七六

〇、六一

等 (屠肉)

三 本表價格ハ鳥取市、米子市、倉吉町、境町以外ノ地ノ小賣業者ニ販賣スル場合ノ賣方店先渡最高販賣價格トス
四 牛ノ正肉等級ハ昭和十六年十月二十日農林省告示第七百八十二號第一ノ附記一八ニ定ムル所ニ依ルモノトス

◇鳥取縣告示第八十六號

左記ノ者ニ對シ今回無試験檢定ノ上昭和十七年一月三十日付頭書ノ免許狀ヲ授與セリ

昭和十七年二月十七日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

種 別 氏 名

國民學校訓導免許狀 小 谷 房 江

同 森 田 清 丸

同 福 田 喜 久 代

同 梅 田 清 子

國民學校初等科訓導免許狀 西 尾 きのゑ

彙報

實戦下防空觀念の強化

汎ゆる缺陷を是正して

必勝の信念を徹底せよ

(警務課)

この度縣に於ては防空強化促進要項を決定し、既に着々實行に移してゐるのであるが、これは決して演習の爲に作られたものではなくて、立派な防空戰士をつくつてこれに充分なる訓練を施し設備を充實して明日敵機が來襲するともこれに勝ち抜くだけの腕と腹とを作る爲であることはいふまでもない。抑々この度のごときは時局柄から考へても實戦即應必勝の信念を以て當ることが是非必要であるから、僅かでも缺點のあることを發見した場合は直にこれを是正してその態勢を整備し、苟も申譯や形式的であつてはならないのである。依つて此處に從來の訓練等から考へて特に注意すべき點の二三を拾つて各位の参考とし、防空實戦態度の強化に資することとする。

(一) 隣保防空の組織

隣保班は各家庭の力を集結したもので、恰も一家族と考へるべきであるに拘らず、金なり物なり人手なりを一律平等に出して防空に當り、又は隣保防空は女だけによつて編成するものゝやうに誤解してゐる等の傾向があつたではなからうか。女だとか男だとか、各家庭一人とか二人とか限定することは平時的の考へであつて、今後は苟も防空活動の出来る隣保班の人は總動員して編成し晝間主人が留守のところでは女が當り、夜主人が歸れば主人がこれに當るといふ風に各隣保班の實情に應じた組織をすることが必要である。

(二) 一人二役の整理

一人の者が警防團・特設自衛團・隣保防空等二役三役を兼ねて居る者があるときは、名簿上は人員が充足されてもいざとなると人員が不足して來る部面が現はれるから、これらは最も重要な警防團一役にするとか、又其の他の方面で必ず其の人物が居なくてはならないといふものがあるときは警察署長と相談の上其の方に廻るとかして、名簿上の人員と非常時の人員は何時でも一致するやう整理することが必要である。なほそれと同時に交代・休養・施設・監視員の防寒設備等も整備を必要とする。

(一) 消防設備

消防資材の配置は水利の便否、消防活動の難易等を考へないで水槽や砂等を千遍一律に門口に並べて事足りりとしてはゐないか又通行等に邪魔になるやうなことがありはしないか。防火用具は人に見せるものではなく實戦に役立つことが大切であつて、丈夫なものを使ひ易い所に置くことが肝要である。又露路その他消防通路を塞いで居るやうなことはないか。今一應調べて見る必要があると思はれる。

(四) 防護監視所の位置

隣保防空の防護監視所を、何等の理由なくたゞ高い所といふのみで屋根の上に設けてあるものがあるが、實戦になつて爆風や弾片により死傷する處はないか、開戦後の今日、不適當のものは直に適當の位置に変更する必要がある。

防空警報と空襲 資材整備は重點的に

(警務課)

警報は敏速確實傳達

防空の警報は警戒警報と空襲警報との二種類に分れて居る。即ち敵機が來襲する處ある場合に發せられるものを警戒警報と謂ひその來襲が目前に迫つた場合に發せられるものを空襲警報といふのであつて、この二つの警報は陸海軍司令官から發せられて、知事・警察署長・市町村長・防護團を経て一般に傳達されるものである。

警戒警報の發令及びその解除の場合はラヂオ及び日達に依つて行はれ、空襲警報發令の場合はラヂオ・サイレン・警鐘・日達・電燈點滅・同解除はラヂオ・サイレン・警鐘・打上煙火口達に依り傳達される。これらの警報は防空活動の第一歩をなすものであるから、是が傳達は迅速に而も未端まで確實に傳達されることを必要とするものである。

空襲は消火第一主義

いよ／＼敵機が我が國土を空襲するとなれば、まづ焼夷彈を多量に投下するであらうことは想像に難くないが、我が國の建築物主要材料が木材である關係上この焼夷彈による火災の被害が多いことは多言を要しない處であるから、空襲に伴ふ火災を逸早く消し止める、即ち防火に重點を置かねばならぬわけである。そして焼夷彈投下に依る火災は同時多發と考へねばならないのであるから、若し消し止めることの出来なかつた場合は、被害を最少限度に止めるべく消火に努力しなければならないのである。

鳥取市	九六	三、六四	四、五三	九、四六	一〇	一〇〇	九	二七〇	一三、一〇
米子市	一、五八	六、一三	四、六一	八、三三	一〇	二〇〇	六	二〇〇	一四、八四
岩美郡	三、九二	一五、六八	一、三四	二、四八	三	四〇	一	一	一八、五五
八頭郡	七、一三	二八、五三	二、四五	四、九〇	五	一、〇〇	三	一一〇	三三、一三
氣高郡	五、五七	三、三四	一、八四	三、七四	三	六〇	一	一	三五、九四
東伯郡	二、七六	五、〇五	四、三四	八、六六	六	一、四〇	七	三〇〇	二六、一〇
西伯郡	一〇、八四	四、三〇	三、三五	六、七〇	四	九〇	三	九〇	五〇、七〇
日野郡	四、七四	一八、九七	一、三九	三、四六	四	八〇〇	二	八〇	三三、三四
計	四七、四三	一八、七三	三、三〇	四、六六	二七	五、四六	三〇	九〇	二四〇、八二

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍、住所、氏名 不詳
 - 二 性別、年齢 男子推定四十歳位
 - 三 取扱状況 推定死後約一ヶ月、頭部顔面白骨、身長一米五七、純毛トックリアンダーシャツ一枚ヲ着シ襦ノ外ハ着衣ナシ
- 昭和十七年一月十六日午前八時同村大字喜阿彌觀音附近ノ海岸ニ漂着セルヲ發見十七日喜阿彌共同墓地ニ假埋葬ス
右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍、住所、氏名 不明
- 二 性別、年齢 推定十八、九歳ノ男

- 一 着衣 國防色詰襟職工服二枚重着ニシテ立縮モンペヲ履キ黒色毛靴下ヲ穿ツ詰襟職工服左ボケツトニ小切ヲ縫イツケアリテ「郡山市赤木町中島勝彌」ノ文字アリ
 - 一 人相、相貌 身長四尺八寸位中肉ニシテ角顔右目下ニ擦リ傷アリ頭髮五分位ニシテ鼻低シ
 - 一 死亡年月日 死亡場所、死亡別 昭和十七年一月十六日午後三時頃常葉町大字久保字川久保七五番地内ニ榮養不良ニシテ寒氣ノ爲死亡
 - 一 假埋葬場所 昭和十七年一月十七日常葉町大字久保字音澤墓地
 - 一 取扱者 福島縣田村郡常葉町長
- 右心當リノ向ハ直接該町長宛照會相成度

昭和十七年二月十七日印刷
昭和十七年二月十七日發行

鳥取縣鳥取市東町
發行所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取縣鳥取市東町